

大阪市平野区と学校法人常磐会学園との協働に関する協定書

大阪市平野区と平野区唯一の高等教育機関を擁する学校法人常磐会学園は、これまでいくつかの事業において連携をしてきたが、今後地域のさらなる発展を目的に、協働を実施していくことに合意し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大阪市平野区と学校法人常磐会学園（以下「両者」という。）が、まちづくり・地域福祉・子育て支援・生涯学習・地域貢献等のさまざまな分野において、人的交流及び知的・物的資源の相互活用により、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の持続的な発展に資することを目的とする。

(協働事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し協働を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 調査研究及び事業の実施
- (4) その他前条の目的を実施するために必要な連携

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年とする。ただし、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(連絡調整窓口)

第4条 協働事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者の双方に窓口を設置し、協働を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が誠意をもって協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を所持する。

平成20年9月9日

大阪市平野区長 雪本 修

学校法人常磐会学園理事長 野中 成